健康カレンダー

問合せ　健康センター　TEL72-７１７６

2月10日～3月9日

日曜	行事	時間	会場
2月			
13 金	健康クッキング教室	9:30～13:00	健康センター
16 月	母子健康手帳交付・育児相談	受付9:00～11:30	〃
19 木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
20 金	2歳児歯科健診・子育て講座	受付12:45～12:55	〃
25 水	３～４か月児健診	受付13:00～13:20	〃
27 金	５～６歳月児歯科健診	受付12:45～12:55	〃
3月			
2 月	母子健康手帳交付・育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
4 水	３歳児健診	受付13:00～13:20	〃
9 月	初妊婦講座	受付9:20～ 11:30終了	〃

市ホームページの子どもカレンダーをご存知ですか

健康カレンダー内容、子ども体験活動などを紹介しています。
（トップページ）→（くらしの情報）→（その他・子どもカレンダー）

税のお知らせ

問合せ　税務課課税係 TEL72-1111 内線154・155

個人住民税の納税義務のある公的年金受給者の方へ

■平成21年10月から、その年の４月１日において65歳以上の公的年金受給者（その年度分の支給額が年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を同日において受給している方）で、その年度の個人住民税（市民税・県民税）の納税義務のある方については、公的年金等に係る所得に対する個人住民税が、年６回の年金支給のつど、公的年金から特別徴収（天引き）されます。

■厚生年金、共済年金などの公的年金などの公的年金等に係る所得額に応じた税額が対象ですが、特別徴収（天引き）されるのは老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等のみです。（対象となる方以外の公的年金等に係る所得に対する個人住民税の納税方法は、普通徴収となります。）

■この個人住民税の公的年金からの特別徴収は、個人住民税の納税方法を変更をするものであり、**これにより新たな税負担は生じません。**

■特別徴収される公的年金の種類及び徴収される税額等は、その年の６月に枕崎市から送付する税額決定通知書によってお知らせします。なお、特別徴収が始まる年度の前半（６月、８月）については普通徴収となります。

■公的年金以外の所得（給与所得・事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・一時所得等）に係る個人住民税につきましては、今までと同じ徴収方法となります。

市民協働だより No.12

キョードーへの扉

■まちづくり、地域づくりのために役割と責任を持った活動を行っている団体等のほか、市民協働に関する取り組みなどを紹介しています。

★ちょっとした試みがまちづくりにつながります
職場で取り組む始業前の清掃活動

■鹿児島銀行枕崎支店では、地域社会の一員として、その維持・発展に進んで貢献するということを目的に支店周辺の清掃作業を行っています。

12月の活動日は、吐く息も白くなる中、全行員が参加して共同駐車場から国道など広い範囲でゴミ拾い、植栽のせん定をしました。20分程度の活動ですが、ゴミ袋４袋のゴミを集めました。また、活動の時間帯は徒歩や自転車等での出勤途中の市民もおり、元気な声であいさつを交わす光景も見受けられました。このほかにも、転勤で来た若い男性行員が毎朝黙々とゴミ拾いをしているところを見てうれしく思うこともあります。

■このような活動は、市内の企業等でも様々な形で行われています。自分の住むまち、勤めるまちをきれいな街並みにとの想いは、みんなが持っているものです。現在取り組まれている活動が、企業や地域、各家庭へと広がっていくことで市民協働が進んでいきます。市民の皆様のご協力をお願いします。

▲清掃作業の様子

国民年金

★ねんきんダイヤル
（年金被保険者）
TEL０５７０-05-1165
（年金を受給している方）
TEL０５７０-07-1165

問合せ　市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

年金記録の再確認等をご案内しています

■これまで皆様から回答頂きました「ねんきん特別便」について、「訂正なし」と回答された方のうち、内容からみてご本人の記録である可能性が高いと考えられる受給者の方につきましては、現在もう一度確認を行っています。

社会保険事務所等から、電話や訪問により、結び付く可能性がある記録について具体的な情報を提供し、入念的な照会（フォローアップ照会）を実施しておりますので、その場合には、皆様のご協力をお願いします。

また、厚生年金や船員保険の旧台帳の記録につきましても、「回答はがき」により返信いただいた方に連絡し、同じように記録の確認を行っております。

結婚前にお勤めをされていた方へ

■平成８年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の年金記録が基礎年金番号に統合されていないことがあります。

短期間でも会社にお勤めの経験がある方は、最寄りの社会保険事務所または「ねんきん特別便専用ダイヤル（０５７００-５８-５５５）」夕方５時以降がかかりやすいようです」で、ご自身の年金記録を確認してください。

なお、平成９年１月以降に初めて年金に加入された方は、基礎年金番号制度の導入により、年金記録が一元的に管理されておりますので、ご安心ください。

年金時効特例法について

■年金記録の訂正による年金額の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または遺族の方へ全額をお支払いします。

平成19年の年金時効特例法成立前は、年金記録が訂正された結果、年金額が増額した場合でも、消滅時効により直近の５年間分の年金に限ってお支払いしていました。しかし現在では、同法成立により５年を越える期間についても、さかのぼってお支払いします。

【対象となる方】

① 既に年金記録が訂正された方で、年金額が増えた方

② 既に年金記録が訂正された方で、年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方

③ ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方

④ 今後、年金記録が訂正される方で、上記①～③と同じように年金額が増える方

サギにご注意！

【被害に遭われた方の例】

社会保険事務所や市町村役場の職員を名乗る者が、自宅を訪問。

『「ねんきん特別便」の回答が来ていないので、６０，５３９円を支払わなければ、年金が停止になる』と言われ、現金を支払った。

後日、社会保険事務所に確認したところ、詐欺にあったことに気づいた。

※「ねんきん特別便」の回答がないことにより、現在、受給している年金が停止されることはありません。

このような不審な訪問者や電話等がありましたら、その場で対応せず、鹿児島南社会保険事務所（TEL０９９-２５５-５９９８）へお問い合わせください。

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。（敬称略）

うぶごえ・おくやみ

12月16日～1月15日届出分

うぶごえ

健やかな成長をお祈りいたします。

氏名	保護者	住所
平田 心優（みゆ）	誠	鹿籠麓町
前山 凜（りん）	祐希	恵比須町
久保 祥太郎（しょうたろう）	智英	新町
西 菜々望（ななみ）	直人	恵比須町
茶屋 颯太（そうた）	真太郎	園見本町
楠 彩由菜（あゆな）	剛	大塚南町
真茅 雪奈（ゆきな）	直樹	まかや町
宮下 神邑（かみゆ）	大輔	大塚北町
臼井 七音（なおん）	尚久	板敷本町
菊永 真之助（しんのすけ）	善之	日之出町
（11月14日出生）		
満丸 康笑子（やえね）	誠	鹿籠麓町

おくやみ

ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
折口 次夫	81	栄本町
中釜 義郎	75	西本町
茶屋道 ミテ	75	旭町
井上 鉄郎	83	宮前町
山下 ノキ	82	桜山本町
神園 幸之	73	泉町
大工園 誠二	93	美原町
吉留 フヂヱ	85	明和町
城戸 ミサヱ	88	立神北町
西 信雄	61	岩戸町
森 末二	58	塩屋北町
眞茅 義春	67	まかや町
森 繁雄	95	鹿籠麓町
町頭 久美男	82	西本町
沖園 辰雄	87	田布川町
児玉 流如子	82	桜山町
久保 市成	87	山手町
上釜 鐵成	87	高見町
神門 ヒデ	91	田布川町
濱田 キヨ	78	寿町
後藤 笑子	79	松之尾町
森 忍	72	宮前町
新留 和夫	72	栄中町
木場 タミ	87	まかや町
大塚 サチミ	88	大塚南町
新留 ミチ	84	栄中町
神山 チカ	94	千代田町
立石 ユミ	99	寿町
藤田 正文	53	桜山町
向井 エツ	92	泉町
松野下 悦子	81	山手町
立石 トミエ	97	岩戸町
松下 コト	90	妙見町
重留 最二	90	旭町
松元 繁雄	93	

人のうごき

平成21年１月１日現在

男性 11,318人（−31）

女性 13,293人（−13）

合計 24,611人（−44）

世帯 11,158世帯（−６）

（　）内は前月との比較